

# 絶対ダメ!

性的サービスや労働の強要等

その行為!

# 人身取引

## 人身取引の取締りを強化しています。

人身取引は人としての尊厳を傷つけ、人権を侵害する重大な犯罪です。  
以下の行為は法律違反となり、刑罰が科せられる可能性があります。

児童買春を  
した者に対しては

児童買春、児童ポルノに係る  
行為等の規制及び処罰並びに  
児童の保護等に関する法律4条

※5年以下の拘禁刑又は  
300万円以下の罰金

ツケを回収するため、  
客に  
性風俗の  
仕事を紹介する



拘禁刑 ~ 10年  
職業安定法63条  
※1年以上10年以下の拘禁刑又は20万円以上300万円以下の罰金

買春又はその仲介をし、  
未成年者にわいせつな  
行為をさせる



拘禁刑 ~ 10年  
児童福祉法34条1項6号  
同法60条1項\*等  
※10年以下の拘禁刑若しくは300万円以下の罰金又はこれを併科

家出した子供を  
わいせつ等の目的で  
自宅に連れ込む



拘禁刑 ~ 10年  
刑法225条  
※1年以上10年以下の拘禁刑

SNSで言葉巧みに  
写真を送信させ  
「ばらまくぞ」などと脅し、  
売春をさせる



拘禁刑 ~ 3年  
売春防止法7条  
※3年以下の拘禁刑又は3年以下の拘禁刑及び10万円以下の罰金

令和7年度作成

あなたの身近な人の行為は人身取引かもしれません。加害者や被害者らしい人を見かけた場合は、  
最寄りの **警察署(又は#9110)** や **匿名通報ダイヤル(0120-924-839)** に連絡してください。

外国人の場合はこちら

地方出入国在留管理局

0570-013904

人身取引についての詳細や  
相談窓口はこちら



政府広報 人身取引 検索

<http://www.gov-online.go.jp/useful/article/201111/3.html>



このリーフレットを示した人は、  
人身取引の被害に遭っている  
可能性があります。  
警察等への連絡をお願いします。

リーフレット  
(電子版)PDF



女性に対する  
暴力根絶のための  
シンボルマーク